

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)の成立と関係閣僚会議決定の基本方針を受け、関係者間の連携を強化するとともに所有者不明土地問題に取り組む市町村等を支援するため、全国10ブロックに地方整備局を中心とする協議会を設置。さらに、令和4年の同法改正を契機として、所有者不明土地対策のみならず、広く土地に関する課題解決等を支援する組織へと改組。
- 平成31年2月に「関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会」が設立され、令和4年5月に「関東地区土地政策推進連携協議会」へと改組。

会 員

関東地方整備局 (事務局 用地部)	東京法務局	関東財務局	関東農政局	林野庁
協議会の マネジメント等	登記制度に関する 情報の提供	国有地に関する 情報共有	農地制度に関する 情報共有	林地制度に関す る情報共有

設立目的

- 所有者不明土地法の円滑な施行
- 用地業務、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行

主な活動内容

- ・会員等による相談体制(ネットワーク)の構築、相談窓口の設置
- ・相談会や専門家等による講演会・講習会の開催
- ・所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援
- ・所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援(土地収用法の特例、地域福利増進事業、所有者探索の円滑化、財産管理制度、長期相続未了土地、所有者不明土地の管理の適正化のための措置、市区町村の所有者不明土地対策計画の作成及び協議会組織、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等)
- ・用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援

都・県・政令市

管内市区町村
との連絡調整

情報共有
意見交換

協力会員

関東弁護士会連合会
 関東ブロック司法書士会協議会
 埼玉土地家屋調査士会
 関東甲信不動産鑑定士協会
 東京都不動産鑑定士協会
 日本補償コンサルタント協会関東支部
 埼玉県宅地建物取引業協会
 全日本不動産協会東京都本部
 茨城県行政書士会
 栃木県行政書士会
 群馬県行政書士会
 埼玉県行政書士会
 千葉県行政書士会
 東京都行政書士会
 神奈川県行政書士会
 山梨県行政書士会
 長野県行政書士会

支援・連携

支援ニーズ

特別会員

市区町村

講習会等
による支援